

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【技術提案評価型(WTO)】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
技術提案書(注1)	技術提案に係る項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等 		(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計 6~48点 満点	
	工事的な性能・機能の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等 				
	社会的要請の対応に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策 				
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	監理技術者・主任技術者(JVの場合は構成員全員)の技術提案の記載内容に対する理解度(ヒアリングで聞き取り) (注5)	<ul style="list-style-type: none"> a. 内容を理解している b. 一部でも理解していない技術者がいる(注2) c. 全く理解していない技術者がいる(注3) 	0	MAX -10	欠格
加算点合計(注4)				6~48点満点		

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
- (注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注5) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日(土・日・祝日を含まない)の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。
 なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は-3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり-1点とし、減点する。

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部
 【工種(区分)】 一般土木等

■落札者決定基準 【技術提案評価型①】

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点			
技術提案に係る項目	総合的なコストの削減に関する項目 (注10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等 		(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計 6~36点 満点		
	工事事務物の性能・機能の向上に関する項目 (注10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等 					
	社会的要請の対応に関する項目 (注10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策 					
技術提案書(注1)	企業の施工実績(注6)	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	<ul style="list-style-type: none"> a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満 	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.1 Max 2.5 (工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.4	-3	
			企業の施工実績(注6)	<ul style="list-style-type: none"> a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○下記の局長表彰を受けている ・ 優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・ 優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・ 優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・ 優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・ コンクリート構造物品質コンテストの表彰 	0.4点/1表彰		左記得点の合計点 Max 1.0
			表彰(注7)	<ul style="list-style-type: none"> b. 奈良県県土マネジメント部の表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・ 奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○下記の事務所長表彰を受けている ・ 優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・ コンクリート構造物品質コンテストの表彰 d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・ 奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 	0.2点/1表彰		
	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注7)(注12)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注8)(注11)(注14) 同種工事:○○○工	<ul style="list-style-type: none"> a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある d. 上記a、b、cに該当しない 	2 1 1 0			
	建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用	建設キャリアアップシステムの事業者登録及びカードリーダーの設置(注13)	<ul style="list-style-type: none"> a. JVの構成員の全てが建設キャリアアップシステムに事業者登録をしており、本工事現場にカードリーダーを設置する b. 上記aに該当しない 	1 0			
加算点合計(注9)				12.5~42.5点満点			

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は失格とし入札参加を認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたり表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
奈良県県土マネジメント部発注の工事成績評定点については以下のとおりとする。
奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に完請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとおりとする。
- (注5) ・国土交通省近畿地方整備局発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、木造建築工事、電気設備工事、暖房衛生設備工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、さく井工事、プレハブ建築工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
・奈良県県土マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事、PC橋上部工事、鋼橋上部工事、橋梁塗装工事、水門工事、建築工事、解体工事、設備工事(土木設備、建築設備、下水道設備、水道設備)、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」、さく井工事、交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 建設キャリアアップシステムの事業者登録は、技術提案書の事後提出書類の提出時までにJVの構成員の全てが事業者登録されている場合に評価する。
なお、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」において加点され落札した場合は、カードリーダーの設置状況について監督職員の確認を受けなければならない。
「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」において加点され落札した後、受注者の責により、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」が履行されない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注14) 専任特例1号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日)時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。奈良県土木マネジメント部発注の工事成績評定点については以下のとおりとする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は〈別表1〉に定めるとおりとする。
- (注5) ・国土交通省近畿地方整備局発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、木造建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、さく井工事、プレハブ建築工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
・奈良県土木マネジメント部発注の一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事、PC橋上部工事、鋼橋上部工事、橋梁塗装工事、水門工事、建築工事、解体工事、設備工事（土木設備、建築設備、下水道設備、水道設備）、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一式発注工事」、さく井工事、交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点（小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出）し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均（小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出）する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。「同種工事」の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の実績又は専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者（現場代理人）が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む（当該事実が奈良県で確認できるものに限る）。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者（又は専任補助者）を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者には、代表者の配置予定技術者に加え、代表者以外の構成員の配置予定技術者（専任補助者を除く。）が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者（専任補助者除く。）については、評価の対象としない。
- (注12) 建設キャリアアップシステムの事業者登録は、技術提案書の事後提出書類の提出時までにはJVの構成員の全てが事業者登録されている場合に評価する。なお、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」において加点され落札した場合は、カードリーダーの設置状況について監督職員の確認を受けなければならない。「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」において加点され落札した後、受注者の責により、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」が履行されない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注13) 専任特例1号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。専任特例2号の場合の監理技術者：建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

〈別表1〉 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事（奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事）

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【技術提案評価型②】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点			
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目 (注10)	・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等		(評価内容および配点は案件毎に決定)			
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注10)	・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等					
	社会的要請の対応に関する項目 (注10)	・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策					
技術提案書(注1)	企業の施工実績(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値-65)×0.4 -3	小計 6~24点 満点		
		表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) 過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 b. ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.4点/1表彰 0.2点/1表彰 0		左記得点の合計点 Max 1.0	
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記a、bに該当しない	1 0.5 0			
	企業の施工実績等	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注12) 同種工事:○○○工	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注8)(注11)(注13)	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある		2	小計 10点 満点
				b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある		1	
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある		1	
				d. 上記a、b、cに該当しない		0	
	地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地		a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある		2.5	
				b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある		1.5	
				c. 上記a、bに該当しない		0	
社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結		a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
			b. 上記aに該当しない	0			
加算点合計(注9)				16~34点満点			

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたり一表彰を限度として加算し、配点を超えることはできない。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去5年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に完請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日)時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【企業・技術者評価型②】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5	
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4	
			c. 60点未満	-3	
	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間に於ける奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
			b. ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	
			b. 本工事の公告日時において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注11)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注8)(注10)(注12) 同種工事:○○○工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	小計 10点満点
			b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
d. 上記a、b、cに該当しない			0		
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5		
		b. 本工事の公告日時において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
		c. 上記a、bに該当しない	0		
社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
		b. 上記aに該当しない	0		
加算点合計(注9)				10点満点	

(注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までを受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり表彰を限度として加算し、配点を超えることはできない。配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。

(注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとおりとする。

- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中はやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加え、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注12) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日)時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工事名：〇〇〇〇工事
 工事番号：第〇-〇号
 工事場所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【施工者希望 I 型:企業・技術者評価型②】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1)	企業の施工実績(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5	
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4	
			c. 60点未満	-3	
	表彰(注6)	過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰(注2)(注5)	a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
			b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 10点満点
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ICT施工技術の活用(注8)(注9)	本店の所在地	a. ICT活用工事(土工)(①～⑤全てでICT施工技術を活用)を実施	2	小計 10点満点
b. 簡易型ICT活用工事(土工)(①～⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施			1		
c. 上記a、bに該当しない			0		
地域精進度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	小計 10点満点	
		b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
		c. 上記a、bに該当しない	0		
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	小計 10点満点	
		b. 上記aに該当しない	0		
加算点合計(注7)				10点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
 表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり表彰を限度として加算し、配点を超えることはできない。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
 「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 なお、過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
 自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
 過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
 舗装工事・PC橋上部土工事・鋼橋上部土工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8) 「ICT施工技術の活用」において加算され落札した場合は、ICT施工技術の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。
 「ICT施工技術」の詳細については、「ICT活用工事(土工) 試行要領」に記載によるものとし、本工事における対象工種は特記仕様書によるものとする。
 「ICT施工技術の活用」において加算され落札した後、受注者の責により、「ICT施工技術の活用」を実施できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。

(注9) ICT活用工事(土工)における①～⑤とは、「ICT活用工事(土工) 試行要領」に記載する以下のとおりとする。
① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工事名：〇〇〇〇工事
 工事番号：第〇-〇号
 工事場所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【若手・女性チャレンジ評価型：企業・技術者評価型②】

【職種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1)	企業の施工実績(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5	
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4	
			c. 60点未満	-3	
	表彰(注6)	過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰(注2)(注5)	a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
			b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 10点満点
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	配置予定技術者(JVは代表者のみ採点する)(注9)	若手技術者又は女性技術者を監理技術者・主任技術者・現場代理人に配置(注7)	a. 若手技術者又は女性技術者を監理技術者・主任技術者として配置する	2	
b. 若手技術者又は女性技術者を現場代理人として配置する			1		
c. 上記a、bに該当しない			0		
地域精進度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5		
		b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
		c. 上記a、bに該当しない	0		
社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
		b. 上記aに該当しない	0		
加算点合計(注8)				10点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12-2が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額はく別表1>に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 若手技術者とは、本工事の公告日時点で満40歳以下である者とする。配置予定技術者の配置において加点がされ落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

(注9) 複数の配置予定技術者を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者については、評価の対象としない。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工事名：〇〇〇〇工事
 工事番号：第〇-〇号
 工事場所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【デジタル技術活用型：企業・技術者評価型②】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 (注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5	
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4	
			c. 60点未満	-3	
	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰 (注2)(注5)	a. 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
			b. 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 10点満点
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	デジタル技術の活用 (注7)	本工事における、下記の①～⑤のデジタル技術の活用項目数 (注8) ①【必須】自動追尾型トータルステーション ②電子小黒板 ③ドローン(無人航空機・模型航空機) ④情報共有システム(ASP) ⑤遠隔臨場	a. 4項目以上の活用	2	
b. 3項目の活用			1.5		
c. 2項目の活用			1		
d. 1項目の活用			0.5		
e. 0項目			0		
地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5		
		b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5		
		c. 上記a、bに該当しない	0		
社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
		b. 上記aに該当しない	0		
加算点合計(注9)				10点満点	

(注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
 表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに受けた表彰に限るものとする。なお、一年度あたり表彰を限度として加算し、配点を超えることはできない。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
 「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。

(注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
 自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
 過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額はく別表1>に定めるとりとする。

(注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
 舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事

(注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。

(注7) 「デジタル技術の活用」において加算され落札した場合は、デジタル技術の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。
 「デジタル技術の活用」の詳細については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「奈良県総合評価落札方式【デジタル技術活用型】におけるデジタル技術の実施方法について」を参照とする。
 「デジタル技術の活用」において加算され落札した後、工事期間中に加算された「デジタル技術の活用」内容及び、項目数を履行できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。

(注8) デジタル技術を活用する場合、「①自動追尾型トータルステーション」は必須項目とし、「①自動追尾型トータルステーション」を選択しない場合、デジタル技術の活用の項目を0点に修正の上、評価するものとする。

(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【地域防災力強化型:企業・技術者評価型②】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5	
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4	
			c. 60点未満	-3	
	表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去3年間における奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」に対する表彰 (注2)(注5)	a. ○下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.4点/1表彰	左記得点の合計点 Max 1.0
			b. ○下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰	0.2点/1表彰	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 10点満点
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
	地域精進度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	
			b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	
社会・地域貢献	災害協定の締結 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
		b. 上記aに該当しない	0		
	建設機械の保有状況 (JVは代表者のみ採点する) (注7)	a. 本工事の公告日時点において、4台以上かつ2種類以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	1		
		b. 本工事の公告日時点において、3台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5		
		c. 上記a、bに該当しない	0		
	県内企業の活用 指定工種: レベル1「○○」-レベル2「○○」-レベル3「○○」 (注8)(注9)(注10)	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1		
b. 上記aに該当しない		0			
加算点合計(注11)				10点満点	

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらは失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者については、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。表彰における過去3年間とは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までを受けた表彰に限るものとする。なお、一度あたり表彰を限度として加点し、配点を超えることはできない。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が5千7百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が5千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注7) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。なお、評価対象となる建設機械の機種については下記の①～④とする。また、③、④については、規格を問わない。
 ①バックホウ(バケット容量山積0.45m³以上) ②ダンプトラック(最大積載量2t以上) ③ブルドーザー ④トラクターショベル

- (注8) 指定工種とは上表の下線部に定めるもので、工事数量総括表において指定工種の下位に属するすべての工事を対象とする。
なお、「レベル1」「レベル2」「レベル3」「レベル4」とは、それぞれ工事数量総括表の「工事区分」「工種」「種別」「細別」である。
- (注9) 県内企業とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とする。
下請負人は一次下請以下の全てを対象とする。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く。
「県内企業の活用」において加点され落札した場合は、県内企業の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。
「県内企業の活用」において加点され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。
- (注10) 「指定工種を自社で施工する」について、JVとしてこの工事の入札に参加する場合は、「指定工種を構成員で施工する」と読み替える。
- (注11) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日)時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1	5,700万円以上	5,000万円以上
A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部
 【工種(区分)】 一般土木等

■落札者決定基準 【技術提案評価型③】

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
技術提案に係る項目	総合的なコストの削減に関する項目(注9)	・ 維持管理費・更新費 ・ その他、補償費 等			(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計 6~12点 満点
	工事事務物の性能・機能の向上に関する項目(注9)	・ 初期性能の持続性の向上 ・ 強度、耐久性、安定性の向上 ・ 供用性の向上 等				
	社会的要請の対応に関する項目(注9)	・ 環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・ 交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策				
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.0 (工事成績評定点の平均値-65)×0.4 -3	小計 7.5点 満点	
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署が「ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している」 b. 上記aに該当しない	0.5 0		
		配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注6)(注11) 同種工事:○○○工	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験(注2)(注7)(注10)(注12)	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある d. 上記a、b、cに該当しない		2 1 1 0
	地域精通度 本店の所在地		a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある c. 上記a、bに該当しない	2 1 0		
			社会・地域貢献 災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない		1 0
				加算点合計(注8)		13.5~19.5点満点

(注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日~令和8年3月31日までとする。
 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日~本工事の公告日までとする。

- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は〈別表1〉に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注12) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部
 【工種(区分)】 一般土木等

■落札者決定基準 【企業・技術者評価型③】

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県土木マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.1 Max2.0
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.4
			c. 60点未満	-3
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署が「ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者の実績(現場代理人)の実績 (注6)(注10)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注7)(注9)(注11) 同種工事:○○○工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2
			b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1
			d. 上記a、b、cに該当しない	0
	地域精進度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2
b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある			1	
c. 上記a、bに該当しない			0	
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計(注8)				7.5点満点

小計
7.5点満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
また、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の者を配置技術者として配置するか、もしくは専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注10) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

(注11) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日)時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【施工者希望 I 型:企業・技術者評価型③】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県土木マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.0
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4
			c. 60点未満	-3
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	ICT施工技術の活用(注7)(注8)	ICT活用工事(土工)における、ICT施工技術の活用状況	a. ICT活用工事(土工)(①～⑤全てでICT施工技術を活用)を実施	2
			b. 簡易型ICT活用工事(土工)(①～⑤の段階のうち②④⑤の全てでICT施工技術を活用)を実施	1
			c. 上記a、bに該当しない	0
	地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2
			b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1
c. 上記a、bに該当しない			0	
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計(注6)				7.5点満点

小計
7.5点満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部土工事・鋼橋上部土工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注7) 「ICT施工技術の活用」において加点され落札した場合は、ICT施工技術の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。「ICT施工技術」の詳細については、「ICT活用工事(土工) 試行要領」に記載によるものとし、本工事における対象工種は特記仕様書によるものとする。「ICT施工技術の活用」において加点され落札した後、受注者の責により、「ICT施工技術の活用」を実施できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。
- (注8) ICT活用工事(土工)における①～⑤とは、「ICT活用工事(土工) 試行要領」に記載する以下のとおりとする。
① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日(指名通知日)時点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【企業チャレンジ評価型:企業・技術者評価型③】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 一般土木工事等の施工実績	過去5年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した一般土木工事等の施工実績(注2)(注3)(注4)	a. 国、地方公共団体(奈良県内に限る)、特殊法人等(奈良県内に限る)、公共法人(奈良県内に限る)、が一般土木工事等として発注し、完成・引渡が完了した施工実績がある	1
			b. 上記aに該当しない	0
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	配置予定技術者の資格(注7)	配置予定技術者の資格保有状況(注5)	a. 本工事の公告日時点において、土木一式工事における監理技術者になりうる国家資格を有する	1
			b. 本工事の公告日時点において、建設業法「技術検定」における1級土木施工管理技士補の国家資格を有する	0.5
			c. 上記a、bに該当しない	0
	地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2
			b. 上記aに該当しない	0
	社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1
			b. 上記aに該当しない	0
	受注工事量	令和7年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した落札者決定基準が一般土木等の受注工事の件数(注6)	a. 当該期間の受注件数が0件の場合	3
		b. 当該期間の受注件数が1件の場合	2	
		c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1	
		d. 当該期間の受注件数が3件以上の場合	0	
加算点合計				8.5点満点

小計
8.5点
満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 一般土木工事等の施工実績における過去5年間とは、令和3年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注4) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
 舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注5) 「監理技術者になりうる国家資格」とは、建設業法「技術検定」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注6) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注7) 複数の配置予定技術者を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【若手・女性チャレンジ評価型:企業・技術者評価型③】

【職種(区分)] 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.0
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4
			c. 60点未満	-3
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	配置予定技術者(注8)	若手技術者又は女性技術者を監理技術者・主任技術者・現場代理人に配置 (注6)	a. 若手技術者又は女性技術者を監理技術者・主任技術者として配置する	2
			b. 若手技術者又は女性技術者を現場代理人として配置する	1
			c. 上記a、bに該当しない	0
	地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2
			b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1
c. 上記a、bに該当しない			0	
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計(注7)				7.5点満点

小計
7.5点
満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12-2が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 若手技術者とは、本工事の公告日時点で満40歳以下である者とする。配置予定技術者の配置において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等の評価がなされる者を配置しなければならない。これを満たさない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8) 複数の配置予定技術者を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日(指名通知日)時点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工事名：〇〇〇〇工事
 工事番号：第〇-〇号
 工事場所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【デジタル技術活用型：企業・技術者評価型③】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.1 Max2.0
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.4
			c. 60点未満	-3
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	デジタル技術の活用(注6)	本工事における、下記の①～⑥のデジタル技術の活用項目数 ①自動追尾型トータルステーション ②電子小黒板 ③ドローン(無人航空機・模型航空機) ④情報共有システム(ASP) ⑤遠隔臨場 ⑥電子納品を用いた完成検査	a. 4項目以上の活用	2
			b. 3項目の活用	1.5
			c. 2項目の活用	1
			d. 1項目の活用	0.5
			e. 0項目	0
地域精進度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2	
		b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1	
		c. 上記a、bに該当しない	0	
社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計(注7)				7.5点満点

小計
7.5点満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は<別表1>に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工事・鋼橋上部工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 「デジタル技術の活用」において加点され落札した場合は、デジタル技術の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。
「デジタル技術の活用」の詳細については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「奈良県総合評価落札方式【デジタル技術活用型】におけるデジタル技術の実施方法について」を参照とする。
「デジタル技術の活用」において加点され落札した後、工事期間中に加点された「デジタル技術の活用」内容及び、項目数を履行できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県県土マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日(指名通知日)時点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上

落札者決定基準

工 事 名 : ○○○○工事
 工 事 番 号 : 第○-○号
 工 事 場 所 : ○○市 ○○町○○

【発注部局】 県土マネジメント部

■落札者決定基準 【地域防災力強化型:企業・技術者評価型③】

【工種(区分)】 一般土木等

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書(注1) 企業の施工実績等	企業の施工実績 工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「一般土木工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.0
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.4
			c. 60点未満	-3
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5
			b. 上記aに該当しない	0
	地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2
			b. 本工事の公告日時点において、「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に土木工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1
			c. 上記a、bに該当しない	0
	社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1
			b. 上記aに該当しない	0
		建設機械の保有状況(注6)	a. 本工事の公告日時点において、3台以上かつ2種類以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	1
			b. 本工事の公告日時点において、2台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5
県内企業の活用 指定工種:レベル1「○○」-レベル2「○○」-レベル3「○○」 (注7)(注8)(注9)	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1		
	b. 上記aに該当しない	0		
加算点合計(注10)				7.5点満点

小計
7.5点満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和3年4月1日～令和8年3月31日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
「配点」についても、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。
- (注4) 公告日または指名通知日が令和7年6月1日以降の工事については、設計金額が3千4百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
公告日または指名通知日が令和7年5月31日以前の工事については、設計金額が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
なお、過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
自然災害に起因して随意契約した工事及び災害協定に基づき随意契約した工事を除くものとする。
過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した工事のうち、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事においては、工事成績評定点の評価対象とする各工事の設計金額は「別表1」に定めるとおりとする。
- (注5) 一般土木工事等とは、下記以外の工事とする。
舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・解体工事・設備工事(土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備)・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事・交通安全施設工事
- (注6) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。
「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。
なお、評価対象となる建設機械の機種(規格は問わない)については下記の①～④とする。
①バックホウ ②ダンプトラック ③ブルドーザー ④トラクターショベル
- (注7) 指定工種とは上表の下線部に定めるもので、工事数量総括表において指定工種の下位に属するすべての工事を対象とする。
なお、「レベル1」「レベル2」「レベル3」「レベル4」とは、それぞれ工事数量総括表の「工事区分」「工種」「種別」「細別」である。
- (注8) 県内企業とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とする。
下請負人は一次下請以下の全てを対象とする。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く。
「県内企業の活用」において加算され落札した場合は、県内企業の活用状況について、監督職員の確認を受けなければならない。
「県内企業の活用」において加算され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、完成時の工事成績評定点において10点減点する。

(注9) 「指定工種を自社で施工する」について、JVとしてこの工事の入札に参加する場合は、「指定工種を構成員で施工する」と読み替える。

(注10) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

<別表1> 評価対象となる過去5年間の工事成績評定の対象工事(奈良県土木マネジメント部発注 土木一式工事)

各工事の公告日 (指名通知日) 時 点における等級	各工事の設計金額	
	公告日または指名通知日が 令和7年6月1日以降の工事	公告日または指名通知日が 令和7年5月31日以前の工事
A1・A	3,400万円以上	3,000万円以上
B	1,700万円以上	1,500万円以上
C	600万円以上	500万円以上
D	250万円以上	250万円以上